

鹿児島県立指宿養護学校 P T A 会則（案）

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 この会は、鹿児島県立指宿養護学校 P T A（以下「本会」という。）と称し、事務局を鹿児島県立指宿養護学校内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本会は、本校児童生徒の保護者の本校職員の緊密な協力を保ち、教育の充実振興に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本校児童生徒の教育活動の振興に関すること。
- (2) 会員相互の研修と親睦に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

第 3 章 会員及び役員

第 4 条 本会の会員は、鹿児島県立指宿養護学校児童生徒の保護者及び本校職員をもって組織する。

第 5 条 役員は、会長 1 名、副会長 4 名、理事若干名、書記 2 名、会計 1 名、監事 2 名とする。

第 6 条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び監事は、役員会で推薦し、総会の承認を受ける。
- (2) 書記及び会計は、会長が委嘱する。
- (3) 副会長は、小学部・中学部・高等部からそれぞれ 1 名ずつ選出する。また 1 名は教頭とする。
- (4) 書記の内 1 名は学校職員とし、会計は事務長とする。
- (5) 理事は、各専門部の部長、副部長及び小・中・高等部主事・教務主任とし、小学部及び中学部、高等部の人数配分を考慮し選出すること。
- (6) 本会に顧問を置くことができる。顧問は若干名とし、1 人は校長とする。顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

第 7 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括し、会議を主催する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会務を代行する。また、各学部 P T A との連絡・調整を図る。
- (3) 書記は、本会の庶務を担当し、規約・会議録・会計名簿その他本会に関する記録・資料等の整理をする。
- (4) 理事は、役員会に出席し、会務を推進する。
- (5) 会計は、この会の経理に当たり、会計簿の整理保管をする。
- (6) 監事は、この会の経理を監査し、総会で報告する。

第 8 条 役員の任期は、1 年とする。但し再任を妨げない。なお、欠員による補充は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 会議及び運営

第 9 条 会議は、総会及び役員会、執行部会とし、会長がこれを招集する。

第 10 条 本会の会議は、総会及び役員会、執行部会とする。

- (1) 総会は、本会の最高決議機関で、年 1 回年度初めに開く。但し、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

第 11 条 総会において次の事項を協議する。但し、臨時総会においては、この限りでない。

- (1) 会則の改廃に関する事。
- (2) 役員を選出に関する事。
- (3) 予算の決定及び決算の承認に関する事。
- (4) 当該年度の事業計画の審議に関する事。
- (5) 会費の額の決定に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

第 12 条 役員会は、会長・副会長・理事・書記・会計をもつて構成し、総会に提案する事項、及び運営、活動等に関する事を審議する。

第 13 条 執行部会は、会長・副会長・書記・会計をもつて構成し、学校内外の諸会合等の企画・連絡・調整をし、総会・役員会での決議事項の執行に当たる。

第 14 条 会議の成立は、会員の三分の二以上の出席（委任状を含む）を必要とし、会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 15 条 総会及び役員会、執行部会の議長は会長がこれに当たる。

第 5 章 専門部会

第 16 条 本会に、次の専門部を置く。本校児童生徒の保護者会員は、そのいずれかの専門部に属する。但し、副会長・書記は除くが、各専門部の顧問とする。

- (1) 各専門部は、互選によって部長・副部長を各 1 名ずつ選出する。部長は、その部を代表とし部会を招集し目的の推進を図る。副部長は部長を補佐し、部長不在の時は、部会を代行する。
- (2) 各専門部は、部会の目的を達成するため役員会の決議の範囲内で企画・運営に当たる。
- (3) 研修部は、会員の教養向上のために研修視察や学習会等の企画・運営に当たる。
- (4) 保健安全部は、会員及び児童生徒の健康増進・体力向上と、地域内外での安全確保を目的とする補導等の企画・運営に当たる。
- (5) 厚生部は、会員及び児童生徒の相互親睦と福祉向上を目的とした有益事業の企画・運営に当たる。
- (6) 広報部は、会員及び校外への情報提供のための P A 新聞等の企画・製作等に当たる。

第6章 会計

第17条 本会の経費は、会費及びその他の収入による。

第18条 会費の納入については別に定めるものとし、その額は毎年度総会において決定する。但し、会員にやむを得ない事情があると認めるときは、役員会の決議により会費を減免することができる。

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

附則

1 本会に次の帳簿を備える。

(1)会則 (2)会員名簿 (3)役員名簿 (4)会計簿 (5)諸記録簿 (6)物品台帳

2 P A慶弔規定、P A表彰規定、P A旅費支給規定は別に定める。

3 この会則は、昭和50年4月1日より実施する。

改正 昭和53年4月1日より実施

改正 平成11年5月1日より実施

改正 平成17年4月1日より実施

改正 平成19年4月25日より実施

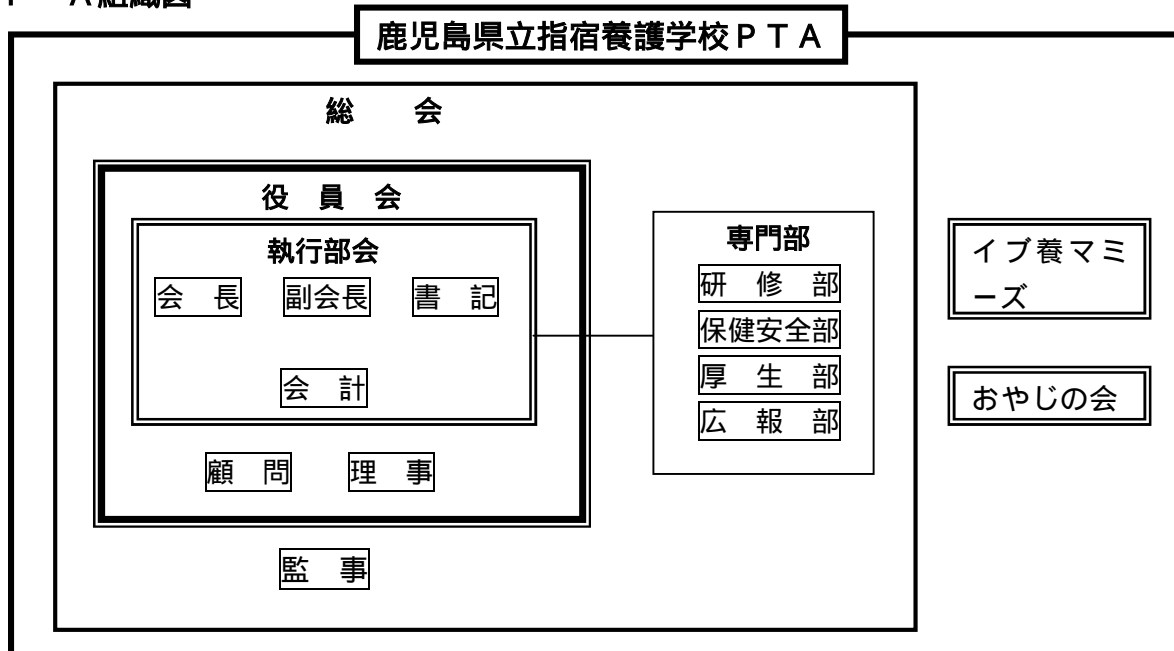
改正 平成21年4月22日より実施

改正 平成22年4月21日より実施

改正 平成23年4月20日より実施

改正 平成24年4月18日より実施

P A組織図



P A 慶弔規定

P A 予算に基づき、会員及びその配偶者並びに本校児童生徒に対する慶弔費の支給を次のように定める。

1 支出の基準

(1) 会員及び児童生徒が死亡した場合

5,000円と生花

(2) 会員の配偶者が死亡した場合

3,000円

(3) 本校職員の転退職による記念品代

ア 在職年数4年以下

1,000円×年数

イ 在職年数5年以上

5,000円

2 その他必要と認められた支出及び金額については、役員会でその都度決める。

この規定は、昭和63年4月1日より効力を発する。

改正 平成6年5月2日

改正 平成11年5月1日

改正 平成17年4月1日

P A 表彰規定

次の事項に該当する場合は、これを表彰し記念品を贈呈する。

1 本会の会長・副会長の任を、通算して3年以上果たし、会の発展に寄与した者

2 その他、本会発展のため、特に功労があったと認められた者

3 記念品の金額は、概ね3,000円とする。

この規定は、平成11年5月1日より効力を発する。

改正 平成17年4月1日

改正 平成22年4月21日

P A 旅費支給規定

1 旅費の支給

会員が研修または役員会等に出席する場合、旅費を支給することができる。

2 支給の基準

P Aの会員が対外的な研修会又は役員会等に出席する場合の旅費は、鹿児島県の旅費規定に準ずる。

この規定は、平成11年4月1日より効力を発する。

改正 平成17年4月1日